

令和5年 第1回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年1月26日(木) 午前9時30分～午前10時32分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員 (14人)
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
議案第91号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (3件)
議案第92号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (2件)
議案第93号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和5年第1回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番〇〇委員、10番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第91号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 2,327 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 18,019 m²

売買 坪単価 1,300 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は以前から申請地を耕作されてきました。その近辺の農地も、譲受人は耕作されています。今回、譲渡人は売却したい意向があり譲受人に相談したところ、話がまとまり申請に至ります。特に問題ないと思われれます。

○議長

説明が終わりました。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手を
お願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、畑、面積1,464㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 8,350㎡

売買 坪単価 6,800円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願い
します。

○○○委員

譲渡人は○○に在住で、今までは親戚が耕作していましたが、親戚も高齢に
なり耕作が難しくなっていました。そのような状況の中で、譲受人から購入し
たいという希望がありました。譲受人は現在兼業で農業をしている状況です
が、特に問題ないと思われまます。

○議長

説明が終わりました。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手を
お願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号3番
土地の表示 ○○、田、面積893㎡
○○、田、面積812㎡
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 5,970㎡
売買 坪単価 3,000円
以上です。

○議長
事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
譲渡人は農地を手放したい意向がありました。譲受人は農機具も揃っています。譲受人は○○でも、農地を購入予定とのこと。特に問題ないと思われます。

○議長
説明が終わりました。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第92号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積350㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 農家住宅

建築面積 105.16㎡

使用貸借権

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人は主に○○で農業をしています。水稻や果樹を耕作されています。息子の譲受人は○○でアパートを借りて住んでいます。兼業ですが親と一緒に農業をしています。今後のことを考えて農家住宅を建築する運びとなりましたが、○○では住宅を建築できる土地はないとのこと。特に問題ないと思われま。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号2番
土地の表示 ○○、田、面積1,388㎡の内0.23㎡
○○、田、面積1,328㎡の内3.94㎡
譲渡人 ○○
譲受人 ○○
転用目的 営農型太陽光発電施設
一時転用（3年間）
農地区分 農用地区域内農地
以上です。

○議長
事務局の説明は終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
営農型太陽光発電施設を引き続き利用したいということで申請があった案件です。現地確認をしましたが、ビニールハウスの上に一部、太陽光発電の設備があります。ビニールハウスの中では耕作されています。支柱部分のみ転用となります。特に問題ないと思われます。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 93 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 5年4か月

貸手 1名

借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋

利用権の設定を行う件数 3件

利用権を設定する面積 4,209 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 5年4か月

貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭昭洋

借手 1名

利用権の設定を行う件数 3件

利用権を設定する面積 4,209 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 3年4か月

利用権の設定を行う件数 1件

利用権を設定する面積 1,300 m²

利用権を設定する作物 普通畑

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 3年10か月

利用権の設定を行う件数 1件

利用権を設定する面積 1,411 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4年4か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 1,082 m²
利用権を設定する作物 花卉

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年4か月
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 4,368 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 14年10か月
利用権の設定を行う件数 4件
利用権を設定する面積 5,226 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年4か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,880 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年4か月
利用権の設定を行う件数 9件
利用権を設定する面積 10,788 m²
利用権を設定する作物 水稻等
以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。まず、利用権の種類が賃借権となっている所在地が○○について質疑や意見はありませんか。

○○○委員

農地として管理されているということなので、認めて良いのではないでしょうか。

農地を全部守る必要があることは前提ですが、今後、守るべき農地の優先順位もつけていく必要があると考えます。

〇〇〇委員

耕作者は、以前から花を栽培したい意向があったと聞きました。

〇〇〇委員

資料等を確認していると農地と認めて良いのではないかと考えます。

〇議長

そのほかございませんか。

〇委員

質疑・意見なし。

〇議長

その他の土地で質疑はありませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。議案第 93 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

〇事務局

次回の総会日程を読み上げ。

〇議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。